

2016年1月22日

厚生労働省保険局医療課
課長 宮㟢 雅則 様

一般社団法人 日本新生児成育医学会
理事長 楠田 聰



一般社団法人 日本周産期・新生児医学会
理事長 海野信也



一酸化窒素吸入療法の保険算定方法についての要望

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は新生児医療についてご支援ご理解を賜り誠に有難うございます。

標記の療法については、2010年から保険適用されている新生児に加えて、2015年10月に心臓周術期の患者にも適用されることとなり、先天性心疾患有する患者について関連診療科である心臓血管外科や小児循環器科と日々連携している新生児科医としても、大変喜ばしいことと存じます。

さて、現在暫定点数として算定されている心臓周術期への適応については、来る2016年4月の診療報酬改定に向けて準備をされていると思いますが、その方向性について要望させて頂きます。本療法にかかる診療報酬は、当該医薬品および医療機器が2008年7月に承認された後、その治療法の特殊性を鑑み、当学会を含め、約一年半に亘る協議を経て現在の形に至っています。当該療法の診療報酬算定の基本は、専用の機器を使用する従時間制によるものであります。これは、一般に薬剤の使用量が少ない新生児医療に適した方式と考えています。従量制等の方式をとる場合には、使用量が少ない新生児医療には算定上不利になります。一方、治療のリスクは体格と反比例します。したがって、現在の算定の枠組みが大きく変わってしまうことにより、新生児医療現場に混乱を来すことがないよう、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。また、万一この枠組みを大きく変更する場合には、検討の段階でご一報いただけますと幸いです。

敬具